



～弁護士の女房のつばやき～



◎今年の夏は酷暑というか、例年よりも暑いような気がします。いや、地球温暖化で毎年確実に気温が上昇していて、子どもたちが大きくなったころや、孫の世代ではいったいどうなっているのだろうと不安になったりもします。私が子どもの頃の夏は、適当に夕立があって、気温も30度を超える時はまれだったように思いますが、今は連日猛暑日。こんな毎日ですから、食欲もなくさっぱりしたものが食べたくりますが、育ち盛りの子どもがいるとそういうわけにはいかず、我が家の夏の定番は「豚肉と夏野菜の味噌炒め」。私はこれに無性にゴーヤ（ニガゴリ）を入れたくなるのです。ゴーヤは苦みがあるので、子どもたちには不評で、私も子どもの頃は、絶対に嫌いな野菜でした。なぜ、あんな苦く変わった形状の野菜を食べなければいけないのか、不満でもありました。が、大人になると味覚が変わるのですね～。あの苦さが美味しく、スーパーの野菜売り場では、ゴーヤと目が合い、つい買わずにはいられなくなります。という訳で、我が家の今夜のおかずはまた「ゴーヤ入りの野菜炒め」にしましょうか。子どもたちには、「将来は絶対ゴーヤが好きになるよ」と、力説しています。



ご相談の方はまず電話にて時間を予約してください。法律業務に加え会計業務も本格的に行っています。お気軽にお問い合わせください。当事務所はお客様への親切な対応を心がけています。

樫八重総合法律事務所（法律・税理） 通信No.9 平成28年夏号  
 宮崎市橘通東4-1-27小村ビル6階 Tel 0985-27-2558 Fax 0985-27-2669  
 E-Mail: [kashiya-lawoffice@office.made.ne.jp](mailto:kashiya-lawoffice@office.made.ne.jp)

# Kashiya news

2016年  
夏号



## 輝く夏の日差しの中で

高鍋町持田の「キャベツ畑のひまわり祭り」を訪れました。八〇ヘクタールの畑に一〇〇万本のひまわりが咲き、圧巻の景色です。まっすぐに天に向かって咲くひまわりの花、思わず背筋が伸びます。





～ご存知ですか？



## ■遺言について ③遺留分

遺言はその人の最後の意思表示で、その内容に法的な不備がない限り尊重され自分の財産を事由に処分出来ますが、被相続人が、例えば赤の他人に全財産を与えるなどの勝手な遺言を残した場合、残された家族はたまったものではありません。相続人のこれまでの財産形成上の貢献の度合いや今後の生活保障などを考慮すべきです。そのため、民法では**最低限相続できる財産を「遺留分」として保障**しています。今回はその「遺留分」についてご説明します。

・遺留分が保障されている相続人は次の通りです。

- 1, 被相続人の配偶者
- 2, 子ども
- 3, 父母（子どもがいない場合のみ）

注・・子どもがいる場合は父母には遺留分はありませんし、法定相続人の第3位である兄弟にも遺留分はありません。

・侵害された遺留分を確保するためには、遺言によって財産をもらった人に「遺留分減殺請求」をする必要があります、請求しなければ、遺贈などを受けた人がそのまま財産を取得することになります。

「遺留分減殺請求」ができるのは、相続開始と自分の遺留分が侵害されていることを知った日から一年、あるいはそのことを知らなくても、相続開始の日から10年、これらの期間が経つと時効により請求できなくなるので注意が必要です。

・遺留分の割合は、法定相続人が直系尊属だけの時は1/3です。それ以外のときは1/2で、これに各法定相続分割割合を乗じた権利を主張できます。つまり、兄弟姉妹を除く法定相続人は、これらの割合について遺言の内容に反してでも相続する権利が主張できるのです。

## 遺言についてのQ&A

Q：高齢の父の遺言作成の件で相談します。私の父は78歳で今のところそれなりに元気で頭もしっかりしていますが、本人が今後の事を心配して、遺言書を書いておきたいと言います。ただ、父は昔の病気の後遺症で手が震え一人ではなかなかしっかりした字が書けません。普段でも書類に字を書く際は介添えが必要です。遺言書作成の際、介添えをしても大丈夫でしょうか。

A：お父様がしっかりされているうちに遺言を書いておきたいというお気持ちは理解できます。将来、残された家族での揉め事を防ぐために是非遺言書を作成してもらった方がいいですね。自筆証書遺言をお考えのようですが、自筆証書遺言の場合は、そのすべてを自分で書かねばなりません。その筆跡によって本人が書いたものかを判断し、本人の真意であるものかを確認するためです。お父様の場合、ご本人の力だけでは書けず介添えが必要とのこと、自筆という点において要件を満たしているとはいえないようです。このような問題について最高裁の判例にはこう記載されています。「遺言者が証書作成時に自書能力を有し、かつ、補助が遺言者の手を用紙の正しい位置に導くにとどまるか、遺言者の手の動きが遺言者の望みに任されていて単に筆記を容易にするための支えを借りただけであって、添え手をした他人の意志が運筆に介入した形跡のない事が筆跡上判定できることを要する」。

以上の事からも、介添えをしての自筆証書遺言はお奨めできません。多少費用が掛かりますが公正証書遺言の作成をお考えになったほうがいいでしょう。

## 遺言作成のポイント

- ①遺言は公正証書遺言がお奨めです。
- ②記載を正確にして漏れをなくしましょう。
- ③予備的遺言を入れましょう（遺言中に記載した相続人が先に死亡した場合に備えて）。
- ④夫婦相互遺言にしましょう（最終的に夫婦の両方が死亡した場合に備えて）。
- ⑤遺留分を考えた内容にしましょう。
- ⑥遺言執行者を指定しましょう。
- ⑦遺言書の存在を知らせておきましょう。